

午前10時00分 開会

議長（山本一成君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

それでは、日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、発言要求ボタンを押し挙手を願います。順次発言を許可いたします。

15番（松川峰生君） それでは、3点ほど質問させていただきます。まず17ページの5款、19ページの9款、22ページの11款、この三つを質問させていただきます。まず17ページの5款労務費1項労働諸費、0373労働者福祉センターに要する経費495万5,000円について、その概要についてお願いしたいと思います。

商工課長（永井正之君） 議第62号平成19年度一般会計補正予算（第2号）、17ページをお開きください。

労働者福祉センターに要する経費495万5,000円をお願いいたしてございます。内容といたしましては、委託料、アスベスト調査委託料として17万2,000円、施設整備工事費として478万3,000円をお願いいたしてございます。これは労働者福祉センターにつきましては、昭和60年に雇用能力開発機構より建設をされた施設でございます。現在22年が経過をいたしてございます。平成16年4月に別府市が有償譲渡を受けまして、現在は別府市が直営で営業させていただいてございます。主な業務としては、貸し館業務が中心となっております。

今回の補正予算につきましては、屋根のひさし部分が老朽化に伴いまして破損をしております。施設の安全な保持と利用者、これはスレート板等がございまして破損をしまして、大きな風、台風等ではかなり飛散をするという危険性がございます。利用者の安全性を確保するために改修工事を行おうとするものでございます。

改修工事の内容でございますが、軒先部分、ひさし部分の延長約210メートルございます。これ、すべてを改修しようという計画でございます。

15番（松川峰生君） 今内容につきましては、るるお聞きいたしました。ところで、この工期はいつから、また完成時はいつなのか。それから、この工期に伴う間、その使用については影響があるのかどうか、その辺のところを教えてください。

商工課長（永井正之君） 工期につきましては、3月中旬に終わる予定で今検討させていただいてございます。それから、その間、利用者には何ら影響がございません。

15番（松川峰生君） 当然工事が始まりますと、いろんな工事車両等が入ってまいります。利用者の方に事前にこの工事の趣旨、それからある程度の、こういうことをやるということを教えていただいて、利用者に影響ないように手続きを回っていただきたいと思うのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

商工課長（永井正之君） 15番議員さん御指摘のように利用者には知らしめながら、告知しながら安全な工事を行っていきたくて考えてございます。

15番（松川峰生君） ぜひ安全に注意しながら、利用者には不便をかけないように進めていただきたい、これをお願いして、この項の質問を終わります。

次に19ページ9款土木費、道路橋梁費の件につきまして、1021春木川歩道橋整備に要する経費の追加額についてお尋ねしたいと思います。まず、この内容について教えていただきたいと思います。

土木課参事（糸永好弘君） お答えいたします。

まず春木川横断歩道橋の位置なのですけれども、現在、春木川小学校の上流にありますホテル橋より下流190メートルの位置で、左岸側が春木川小学校のグラウンド、右岸側がトヨタカロラの裏手側になります。

次に、構造と規模ですが、鋼床版橋でタホル橋と同じ構造となります。橋の長さですが、

35.5メートル、幅員が2メートルで、高欄の高さが1.1メートルです。そして春木川の川底から7メートルの位置にかける設計となっております。本橋梁は、国土交通省の交付金事業を受けて新設するものであるため、道路橋示方書に基づき設計をし、耐震構造にも対応した歩道橋として施工いたします。

15番（松川峰生君） 今回この橋ですが、まずおよそ、今回この議案が通りましたら、いつから工事が始まって、いつ終了予定なのか。その間のあの付近の安全性について、当然子どもたちや人が通ると思うのですけれども、その配慮についてどのようにお考えですか。

土木課参事（糸永好弘君） お答えいたします。

工期に関しましては、一応もう上部工の方は今発注して工場で作成中です。下部工については、今議会終了と同時に下部工を発注して、来年の2月末までに完成させ、4月から供用開始したいと思っております。

また、工事中の安全については、なるべく児童が危なくないように配慮して工事施工しようと思っております。

15番（松川峰生君） 夏でないのだからあの辺の付近の草、その他は余りにすることは無いと思うのですけれども、以前、ちょうど今回できる歩道橋の近くにマムシが出たという話がありまして、私も近所の方に言われて、ここはどういう状況でどこに言ったらいいのだろうかということで、実は土木事務所の方にお伺いして草刈りをさせていただいた記憶があるのです。恐らく今時期から見ると、そういう状況ではないと思うのですけれども、何せ自然帯の多いところですので、そういうところを含めて配慮していただきたいな、そのように思っております。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

教育委員会にお尋ねします。いいでしょうか。

今回、この春木川の歩道橋に設置する以前に、まずここを通る子どもたちは、どの付近の子どもたちがここを通る予定になりますでしょうか。それから、いつからここを通過する予定になりますでしょうか。よろしくお願ひします。

学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

1点目の、その橋を通る地域でございますけれども、現在の石垣校区でありますけれども、船小路町、それから汐見町、それから石垣東8丁目、9丁目、10丁目の一部の地域の子供たちでございます。なお、この通学区域の編成は平成20年、いわゆる来年度の4月1日より実施する計画になっております。

15番（松川峰生君） 今、船小路を中心に一部石垣の子供たちが20年4月1日より行くということになりますので、当然この橋を通ることになると思います。この位置が子供たちにとっていい位置であればいいなと思っておりますけれども、事前にここに通う子供たちに、こういう橋ができてこういうふうな通学路ということはたぶんお考えだと思いますけれども、ぜひその辺のところを徹底していただいて安全に配慮していただきたいな、そう思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。ありがとうございました。

最後に22ページ、11款6項社会教育費。今回出ています文化振興に要する経費の追加額、ここに講演会委託料とありますけれども、この内容について教えてください。

教育委員会次長（安波照夫君） 文化振興に要する経費の追加額300万でございます。これは……

議長（山本一成君） 次長、かわって。

生涯学習課長（立川有近君） お答えいたします。

これは宝くじ普及広報事業によりまして、財団法人自治総合センターが地域活性化シンポジウムに対して助成を行うものでございまして、「別府マンガ・アニメーション講演シンポジウム2007」として事業認定をいただいております。なお、助成金300万円を

使って300万円の事業を行いますので、市の負担はありません。事業については、このシンポジウムを企画しました別府大学に委託して行いますが、シンポジウムは司会に漫画家の方を招いて行われ、パネラーと市民、学生等が質疑応答する、そういった予定になっております。

15番(松川峰生君) 先に課長におわびをします。先ほどちょっと打ち合わせのときに、私の手違いで大変御迷惑をかけました。

この中で、まずこのパネラーの市民と学生等の参加者との質疑応答とありますけれども、基本的にはこれは市民に呼びかけをしてやるのか、あるいは学生だけ。「市民」とありますけれども、どういう形で呼びかけをするのか、そしてどの程度の人数を予定しているのか、もしわかれば教えてください。

生涯学習課長(立川有近君) 予算自体は市を通りますけれども、現実的には別府大学が企画立案したものに対して事業が行われます。したがって、現在具体的になっておりますのは、司会に漫画家の高信太郎さん、それからパネラーに漫画家の藤子不二雄A、ちばてつや、それからアニメーション演出家の高橋良輔の各氏を招いて行うということで、ポスター、それからチラシ等を入れるようにしておりますが、最終的に参加者の数の制限等については把握しておりません。

15番(松川峰生君) これだけのものをやるのですから、大いに行政でできる範囲で募集とか広告とかPRとかぜひ協力してあげて、せっかくですから、いいものに仕上げたいな、そのように思います。

8番(市原隆生君) それでは、一般会計補正予算の16ページから質問をさせていただきます。

母子健康診査に要する経費の追加ということで上がっておりますけれども、この事業について御説明をお願いします。

保健医療課長(宮田博仁君) お答えいたします。

補正の内容でございますが、厚生労働省が県を通じ市町村に妊婦健康診査を公費負担回数をふやすよう求めたことを受けまして、妊婦健診を現行の2回から5回に増額するようになるための追加額1,395万5,000円でございます。これは少子化対策の一環といたしまして、費用の負担軽減で受診を促し、母体や胎児のリスクを早期発見し、安全で安心して出産できるよう配慮したものでございます。実施は4月1日からでございます。

8番(市原隆生君) 4月1日ということは、もうすでに実施されているということですか。

保健医療課長(宮田博仁君) すみません、失礼しました。10月1日からでございます。

8番(市原隆生君) びっくりしました。これは6月の議会で私ども公明党の荒金議員の方からも、この費用に関してもう少し助成が全国的にも広がっている中で別府市も必要ではないかという指摘がありまして、今回このように決めていただいた。これは荒金議員の一般質問の中でも詳しく質問があるかと思っておりますので、私は軽く、この辺にとめておきたいと思っておりますけれども、私も4人子どもがおりまして、家内に聞いてみました。全然知らなかったわけでありまして、1人子どもが生まれるまでに健診にどのくらい行ったのかと聞きましたら、1人11回やっぱり行っているということなのですね。当時ですから、2回の助成をいただいていたということでありました。大体9回分は手出しをして大方やっぱり5万円ずつくらいかかっているということでありました。私のところは4人おりますので、20万くらいかかっているのかなというふうにびっくりしたわけでありまして、ぜひともこういう助成の制度をさらに伸ばしていただけるように要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

19ページ、春木川の、今の松川議員の方からも質問がありました。この春木川、今度校区が一部変更になりまして、今横断道路を横切って多くの子どもたちが通学をしている姿を見ます。その中で、教育委員会の方も地域の方と一緒に今安全対策に努めている。そういう姿を見まして、頑張っていたらいいなという思いがいたしました。この件に関しましては、今質問がありましたので答弁等いただかなくて結構です。しっかり安全対策に努めていただきたいことを要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

21ページの別府市教育祭に要する経費の追加額ということでもあります。この事業について御説明を願います。

学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

別府市教育祭合同芸術鑑賞会としまして、「寺内タケシとブルージーンズ・ハイスクールコンサート」の補正事業でございます。本事業の目的とその効果について御説明させていただきます。

議員さんも御存じだと思いますけれども、別府市教育祭は本年度55回という回数を迎え、市内の園児・児童・生徒・教職員及び保護者が一堂に会しまして、児童・生徒の作品展覧会と音楽会を開催し、国際温泉都市、文化都市にふさわしい土台づくりに努めてきました。中でも音楽祭につきましては、別商バンドが長年にわたり市内の児童・生徒等にレベルの高い演奏を聞かせて感動を与え、保護者からもすばらしい評価を受け、別府市教育祭の継続と発展に努め今日まで至っております。本事業は、このより質の高い音楽活動のすばらしさを高校生に体験してもらうことを目的として、11月8日に別商を会場として実施します。

次に、その「寺内タケシとブルージーンズ・ハイスクール」というコンサートの概要ですけれども、「寺内タケシとブルージーンズ・ハイスクールコンサート」は、現在全国各地の高校で開催され、その開催は1,300回を超えています。寺内タケシは、生徒たちに次のような言葉で励ましております。「何かに精いっぱい打ち込んで、精いっぱい努力し、青春を精いっぱい楽しめ」と生徒に投げかけております。このような功績から、2004年には厚生労働大臣賞、それから児童福祉文化賞を受けて、その功績は青少年の健全育成に対して高く評価されているコンサートでございます。このように全国コンサートの実績とその経緯を踏まえて、別府市としましては、これからの別府市教育祭の発展と今後の青少年健全育成の一環としてその効果を期待して本事業を実施することにしました。日にちにつきましては、本年度11月16日の金曜日午後からの予定です。

8番（市原隆生君） すみません、今、11月の何日とおっしゃいましたか。

学校教育課長（辻 修二郎君） 16日でございます。

8番（市原隆生君） 今年度、寺内タケシさんが別商に来てそういうコンサートをしてくれる。これはどのような運びで寺内さんがこっちに来られるようになったのですか。

教育委員会次長（安波照夫君） お答えいたします。

実は寺内タケシとハイスクールコンサートは、全国を回って行っているわけですが、11月14日に大分のいいちこグランシアタでやるというふうなのが決定されておりました。ぜひ近くの高校のハイスクールコンサートをやりたいという打診がありまして、そういうことから大分県に来ますので、非常に経費等も安く上がるという形で11月16日というのを決定させていただきました。

8番（市原隆生君） はい、わかりました。あと、音楽活動を毎年別商でやっているということでありました。その他の活動、展示等をやっているのでしょうか。その辺のことをお伺いいたします。

学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

先ほど別府市教育祭ということで、1日、ピーコンで小学校それから中学校、幼稚園も

含めてですけれども、歌・合唱、合奏・吹奏楽を行っております。昨年度の例で言いますと、中学校では浜脇中学校と青山中学校が合奏し、それから合奏・吹奏楽では石垣原養護学校、別府商業高等学校が行われております。なお歌の合唱、歌につきましては幼稚園、小学校が約6校、6園ほど参加しております。

8番（市原隆生君） はい、わかりました。今回、寺内タケシさんが別府に来てそういう高校の中で演奏してくれるということでありました。私も記憶しております。今を去ること41年前ではないか、「エレキの若大将」、小学1年生ながら見に行った記憶がありまして、寺内タケシさんは中でエレキをカッコよく弾いておられました。その辺から、こういう活動をずっとされてきているのかなというふうに思っております。

4年前であります。私は議員にさせていただいてすぐに、中・高生の居場所づくりということで東京と千葉に中・高生のバンドの練習をする施設が備えられた公立の施設に見学に行っていました。この寺内さんがエレキのバンドで全国を回り出したという中で、エレキを弾いている人間が不良になるというのは、それは間違いなのだとすることを証明したいということでたぶん回られた、こういう話を聞いたことがあります。こういうバンド活動をする中・高生の、また何らかの支援ができないかというふうに私も以前からずっと考えております。これを機会にまたもう一つ勉強し直して、こういう施設が一日も早く別府市で実現できるように私は努力してまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。次の質問に移らせていただきます。

22ページの文化財に要する経費の追加額ということで上がっております。この事業について説明をしてください。

生涯学習課長（立川有近君） お答えいたします。

文化財保護費につきましては、委託料59万4,000円と報償費7万4,000円を補正をお願いしておりますが、少し詳細に説明させていただきます。

平成17年4月1日より文化財保護法が改正施行されましたことによりまして、文化的景観が文化財保護の対象に加えられました。別府の湯けむりにつきましては、これまで文化庁の調査官が現地調査を行いまして、重要文化的景観の選定を受けるに十分値するというような評価をいただいております。また、さきの6月議会では、別府の湯けむりと扇山の野焼きについて、文化財として指定を受けるべきであるという御提言を26番議員さんからいただきまして、市長、教育長とも積極的に取り組みたい意向を表明しているところでございます。これまで県の文化課の御指導をいただきながら、また先進地への照会等を重ねる中で内部協議をしまして、今回選定の申し出にかかる事業の前段となる基礎資料作成委託料といたしまして59万4,000円及び保存管理計画を策定する委員への謝礼金7万4,000円をお願いしております。

8番（市原隆生君） 今回のこの事業に携わる職員、生涯学習課の職員の方は何名でこのことに当たっているのでしょうか。

生涯学習課長（立川有近君） お答えいたします。

現在、係長1名、担当職員1名、囑託専門員1名の3名で行っております。

8番（市原隆生君） 湯けむりの景観が、文化財になるということでありまして。その中で今職員の方が一生懸命このことで動いていただいているということでありましたけれども、1点、これは直接この議案にかかわることではないというふうに思いますので答弁は結構ですけれども、別府市の文化財にかかわる職員がどうも貧弱ではないかという指摘をよくいただいているかと思っております。先日、資料をいただいた中でも他市、例えば宇佐市4人、杵築市4人、多くの職員、正規職員がこういう文化財の保護に当たっているという現状があります。別府市も市内に数多くの文化財があるわけでありましてけれども、そういった文化財保護、文化都市でありますので、そういう名に恥じない文化財にかかわる職員の

充実を今後図っていただきたいことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

14番(平野文活君) 私からは、議第64号について質疑をさせていただきます。

18年度の水道事業の決算が出ております。水道事業というのは、毎年の純利益、それから減価償却費、さらに資産減耗費、こういうものを財源にして翌年の建設事業や借入金の支払いなどをやっている、こういうシステムになっております。18年度の純利益と減価償却費と資産減耗費の合計額は幾らでしょうか。

水道局管理課参事(三枝清秀君) お答えいたします。

平成18年度の純利益につきましては5億111万2,000円、減価償却費につきましては5億6,453万4,000円、資産減耗費につきましては1,671万2,000円、以上でございます。

14番(平野文活君) 合わせて10億8,000万を超える、そういう財源が生まれております。昨年度の決算も約11億2,000万円の財源が生まれました。ずっとこの10年来、毎年10億円を超える財源を別府市水道事業は生み出して、その財源で事業をやっている、こういう形になっております。その財源で事業をやるわけですが、18年度の建設改良事業の決算額並びに借金払いの決算額は幾らでしょう。

水道局管理課参事(三枝清秀君) お答えいたします。

平成18年度の建設事業にかかわる費用につきましては5億3,001万9,172円、企業債の償還にかかる経費につきましては3億8,942万6,016円となっております。

14番(平野文活君) お聞きのように、10億を超える財源がある中で約10億の事業をやるということですので、ほとんど借金が不要、新たな借金が不要、そういう、私に言わせれば非常に豊かな経営をやっていると思います。3億8,000万の借金払いの中身ですが、元金払いは幾らで利息は幾らでしょう。

水道局管理課参事(三枝清秀君) お答えいたします。

企業債の償還元金につきましては3億8,332万6,016円でございます。利息につきましては2億1,781万3,576円でございます。

14番(平野文活君) この利息の2億1,000万というのは、3条予算と4条予算、どちらに計上されているのですか。3条予算ですか。

水道局管理課参事(三枝清秀君) 3条予算でございます。

14番(平野文活君) 決算書を見せていただきましたが、古い借入金の利子が8%を超えるというふうなものもたくさんありますですね。今、借金の利息は2%台であります。こういうものを安い利息に借りかえる、こういうことはできないのですか。

水道局管理課参事(三枝清秀君) お答えいたします。

企業債の借換債につきましては、現行、金融公庫資金につきましては、国の通知によりまして借りかえを行っているところでございます。財政融資資金につきましては、現在のところ繰り上げ償還という制度が19年度より設けられまして、それについて今検討しているところでございます。

14番(平野文活君) 先ほど10億8,000万を超える財源が生まれるというふうな報告を受けましたが、この2億円を超える利子、利子だけで2億円を超える。こういうものを、今説明があったようなことを大胆にやれば、もっと大きな利益、財源が生まれるわけですね。ちょびちょびやるのではなくて、思い切ってやるということは考えておりませんか。(発言する者あり)

水道局参事(田仲良行君) お答えいたします。

議員さん御指摘の利益分につきましては、いろんな資本的収支である、投資的な部分の

維持管理がかかります。現在はそちらの部分に充てているのがほとんどでございますけれども、今後、料金改定等いろんな状況が生まれてきますけれども、できるだけそういうことのないような状況で、現状を維持して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

14番（平野文活君） 質問と答弁が、全くかみ合っておりませんですね。私がここで指摘をさせていただきたいのは、最大限の節約をやる必要がある。それをやらない現状でもこれだけの大きな財源があるわけですから、先ほど管理課長の答弁で値上げという話も出ましたですけれども、全くもうそういうものは必要ない。そういうことをする前にもっと企業努力をなさいというのが、私のきょうの質問の趣旨であります。ぜひ、この利払いの合理化を図っていただきたいというふうに思います。

この11億近い財源がどういう形で生み出されているかということなのですが、18年度決算での1トンの水をつくる原価は幾らか、その水を幾らで売っているか、お答えいただきたいと思います。

水道局管理課参事（三枝清秀君） お答えいたします。

平成18年度での給水原価につきましては、134円23銭となっております。供給単価につきましては、163円57銭となっております。

14番（平野文活君） 1トン当たり約29円の利益が上がる仕組みになっております。ちなみに今回の決算書を見ると、類似団体は、17年度のが出ておりますが、1トン当たり48銭の赤字で市民に供給している。こういう全国類似団体の努力と別府市のそういう数字を見たときに、余りにも企業努力が足りない。そして安くできる水を高く市民に売る、こういう点で非常に問題があるというふうに考えております。

もうこの問題はたびたび毎年9月の議会でこういう形で指摘をさせていただいております。私は常々三つの改革ということを提案してまいりました。その第1は過大な事業はしない、必要最小限に抑えるという事業計画の見直しによって、建設改良費を低く抑えることができる。二つ目には、労働生産性は他市並みに向上を図るという答弁が過去もございましたが、そうした経営の合理化、経営効率を高める。先ほど言った、そういう利子払いの改革なども必要になってくるというふうに思います。これについても、そういう努力をするという答弁をいただけてきました。三つ目の提案は財源対策の見直しということで、これについても料金収入以外の収入の確保に努力する、こういう答弁を過去もいただけてまいりました。第1の提案、第2の提案は、わずかながらではありますが努力の跡がこの数年来見られます。しかし、この18年度決算を見ても、第3の提案である料金収入以外の収入の確保については、極めて不十分ではないかというふうに考えます。先ほど指摘されましたように、かかる費用のほぼすべてを料金に転嫁する、こういう考え方から別府市水道事業は抜け出しておりません。料金収入以外の収入の確保というのはほとんどできてない。それは、その方策についても私は過去何度も具体的に提案をしてまいりました。それは国が定めている繰り出し基準の活用についてということでもあります。改めて質問をさせていただきますが、この国が定めている繰り出し基準というのは一体何なのか、何のためにこういう通知が国からされているのか、その趣旨を簡潔に紹介してください。

水道局参事（田仲良行君） お答えいたします。

繰り出し基準といたしましては、毎年総務省より地方公営企業の繰り出しについて通知をされているものでございます。内容でございますけれども、地方公営企業の経営の健全化を促進し、経営基盤を強化するために、一般会計が公営企業会計に繰り出しができるというお示しをしているものでございます。

14番（平野文活君） 非常に簡単な説明でありましたが、毎年出されているこの通知を見ますと、料金に転嫁することが適当でない費用については、一般会計から繰り入れを

することができる、その基準を示しております。そしてその繰入額の一部は地方交付税で国が補てんをする、こういう趣旨であります。別府市は、私が議員になってこの問題を指摘するまでは、ほとんどこの基準を活用してきませんでした。現在、18年度決算でこの基準を活用しているものというのはどういうものがあるのか、その金額は幾らでしょうか。

水道局管理課参事（三枝清秀君） お答えいたします。

18年度での市長部局よりの繰り出しにつきましては、消火栓にかかる経費として1,160万円、児童手当にかかる経費として249万5,000円、合計1,409万5,000円を繰り入れさせていただいています。

14番（平野文活君） 1年間に、わずか1,400万程度であります。この繰り出し基準の中に、こういう項目がありますね。災害対策の観点から行う送配水管の相互連絡管の整備事業、配水池能力の増強事業、緊急遮断弁の整備事業、応急給水槽の整備事業及び自家発電設備の整備事業の費用、その他というふうな項目があります。この中に緊急遮断弁の整備事業というのがこれに該当しますよと、この繰り出し基準に該当しますよといるのがあるのですが、18年度、扇山で緊急遮断弁の事業をやっていますね。どれくらい費用がかかったのか。それはなぜこの繰り出し対象にしなかったのか、お答えいただきたいと思います。

水道局管理課参事（三枝清秀君） お答えいたします。

緊急遮断弁にかかる費用につきましては、2,425万5,000円となっております。それで、18年度の繰り入れにならなかったのかということですが、18年度の緊急遮断弁の建設工事につきましては、市長部局との調整がつかなかったことにより繰り入れされなかったということでございます。

14番（平野文活君） いわゆる水道局としては市長部局にこの繰り出し基準に当たるとは、繰り出ししてくれ、こういう要求といいますか、折衝はしたということですか。それを、市長部局が受け入れなかったということですか。

水道局管理課参事（三枝清秀君） お答えいたします。

繰り出しの協議につきましては、繰り入れ等のスケジュールの関係で前年度に整理をしていかなければならないというところから、そこら辺の十分な確認がこちらの方でできなかったということでございます。

14番（平野文活君） 一言で言えば、市長部局の締め切りに間に合わなかったというような意味のようでございますが、つまりこれは水道局自身もこの緊急遮断弁という事業が繰り出しに該当するのではないかという認識でなかった、長い間。昨年度あたりからそういう認識が変わったが、18年度の事業については間に合わなかった、こういうふうに理解していいのだらうと思いますが、今後の緊急遮断弁の計画はどういうところ、何力所ぐらいやるつもりなのか、それはその協議に乗せる用意があるのかをお伺いしたいと思います。

水道局工務課長（稗田雅範君） お答えいたします。

今後の予定といたしましては、平成20年度に荘園配水池、平成25年度に実相寺低区配水池の2カ所を予定しております。市長部局との協議につきましては、水道としましては、予算をいただけるように十分協議したいと思います。

14番（平野文活君） この18年度、扇山をやったのですが、それ以前にも影の木とか新鮎返などでこの事業をやっております。これはその当時は全く水道局としても協議にも乗せてないということで、すべて料金収入で賄っているわけでありまして。ぜひ今後の事業については、今答弁されたような方向で、そして市長部局も誠意を持ってこの協議をしていただきたいと思います。

いわゆる災害対策の観点から行うさまざまな安全対策事業ですね、先ほど幾つか述べま



したが、これを文字どおり読んでみると、今度の18年度決算だけ見ても、これは私の解釈でありますけれども、いわゆる国道10号の送水管事業とか基幹施設耐震補強事業などはこれに当たるのではないかなと思っております。それぞれの費用はどれくらいかかっているか、お答え願いたいと思います。

水道局管理課参事（三枝清秀君） お答えいたします。

基幹施設の耐震補強事業につきましては、18年度3,649万円でございます。

14番（平野文活君） 今3,650万円ぐらいというお話がありまして、送水管についても1,000万を超える事業を18年度やっておりますね。こういうものは該当するのではないかと思います。これについては協議もしていないということでもあります。私は昨年も指摘をさせていただきましたが、我が党議員団として国の方に勉強に行く、毎年行っておりますが、いわゆる総務省の担当者にも直接会って聞いてきました。その解説によりますと、それぞれ市の方が市の現場で水道局と市長部局と協議をして、この繰り入れ基準を活用するという合意がなされ申請があったものについて、国の方が一々これは該当しませんよというふうなことは言いません、いうなら裁量は地方にゆだねておりますということをおっしゃっていました。

ですから、私が一貫して言いたいのは、とにかくすべての費用を市民の料金に転嫁する、こういう考え方はやめていただきたい。いろんな、先ほど利払いの合理化についても、あるいはこういう繰り出し基準の活用についても繰り返し質問をさせていただいておりますが、ぜひ本格的な取り組みをお願いしたいというふうに思うわけでありまして。

これまでやってきた事業の中で、例えば鮎返ダム改良事業約3億5,000万円、鮎返配水池増設事業約11億円など、いわゆる災害対策事業としてこれは繰り入れに該当すると私は思うわけでありまして、そのすべてが料金に転嫁されてまいりました。そういう繰り出し基準以外にもこれはどうかなというふうに思うのが、福祉減免であります。この福祉減免の内容とその費用について、18年度どれくらいだったか教えていただきたいと思っております。

水道局営業課長（黒田 誠君） お答えいたします。

水道料金の福祉還付制度における18年度決算での数値といたしましては、2,706万3,970円でございます。

14番（平野文活君） その事業の内容は、どうですか。

水道局営業課長（黒田 誠君） お答えいたします。

福祉還付制度の事業の内容ということですが、身体障がい者1、2級及び65歳以上のひとり暮らしの方、それと知的障がい者A1、A2、精神障がい者1級となっております。

14番（平野文活君） 独居老人や、そういう障がい者を対象に基本料金について減免をする、こういう制度ですね。これの費用が18年度は約2,700万というお話でございました。これもこれまで何度となく指摘をさせていただきましたが、宮崎さんが局長時代、当然これは福祉行政としてやるべきだということを議会でも答弁をしたことがあります。その後、市長部局との整合性を図るために答弁の修正をいたしましたけれども、私はやっぱりその当時の市長が、井上市長のときでありましたけれども、一つの政策としてこれは導入したわけでありまして、それはかかる費用は一般会計から持つというのは当然のことだと私は思います。過去にも立命館を誘致する際に、そこに引く費用約1億3,000万かかりましたけれども、この事業も私は一般会計から出して当然だと思いますけれども、すべて市民の水道料金収入で賄いました。このように私から見て、非常に裕福だから金があるのだ、そういう一般会計に頼らなくてもいいのだというような経営の姿勢が見えるわけですね。しかし、一般会計が出すべき金は出して、その分市民の水道料金を低く抑

える、これが私は当然のことだというふうに思います。

配水管整備事業というのがありますが、18年度、幾ら使いましたか。

水道局工務課参事(但馬 守君) お答えいたします。

平成18年度の配水管整備事業費は3億322万1,000円でございます。

14番(平野文活君) 5億3,000万の建設改良事業の中で約6割方、3億は配水管の整備事業であります。これも水道の経営をどう合理化していくのかということを検討するために経営審議会というのが設置されました。その経営審議会の答申の中に、別府市は文化財にもなっているほど、大正時代からの施設というのがいまだに残っており、それだけ古い施設が多い。しかも戦災も受けてない。したがって、いわゆる施設の更新事業というのは、配水管を含めて非常にお金がかかる。そういう戦前からの古い施設の更新を、今お金がかかるからといって、今の市民がすべて負担をしなければいかんということについては、再検討の必要があるのではないかと、そういう考え方では、そういう答申をしております。更新費用の全額を現在の市民が負担することについては検討を要する、こういうことを書いてある。しかし検討はされない。みずから設置をした経営審議会の答申も、こういう部分については、いなら無視して採用しない、こういうことであります。そこへ持ってきて、今、田仲さんから冒頭に答弁がありましたように、値上げということはまだ考えている、水道局。平成24年までの中期計画が出ておりますが、どれくらいの値上げを考えているのか御答弁いただきたい。

水道局参事(田仲良行君) お答えします。

今、議員御指摘の料金改定の値上げという部分については、現在では考えておりません。今、議員が御指摘されたいろんなパターンですが、そういう部分につきましては、何年にこうなればこうなるといようなパターン制を書いた分で、現在では料金改定については現行を堅持したいというふうに考えております。

14番(平野文活君) 今、重大な答弁をしたのですけれどもね。では、中期計画はほごにするのですか。撤回するというのですか。

水道局参事(田仲良行君) 平成17年3月に作成された基本計画、平成24年度までの6年間にというダイジェスト版についてでございますけれども、その場合、財政計画で12パターンを予測いたしております。そうした中で四つのパターン等を想定して、過去の実績をベースとした場合の給水収益の落ち込み、見込み等、財政的な予測をしたもので、具体的に申しますと過去の4年間の平均増減率が推移していく上で、この後の水道事業の行く末についてお示しをしたものでございます。議員が危惧されております料金の改定という部分については、そういうことも含めてお示しをしたというものでございます。

14番(平野文活君) ちょっと答弁の意味がよく理解できませんが、この中期計画には平成24年までの6年間に15%から18%の値上げが必要というパターン例を示しております。しかし、先ほどの答弁では、現在考えておりませんという答弁がございましたので、それは了としたいというふうに思います。

ずっと述べてまいりましたように、別府市の水道事業の改革は市民の目から見て極めて道半ばだというふうに私は思います。そういう、特に料金収入以外の収入の確保の努力というのはほとんどされてない。そういうような決算を認定するわけにいかないということを申し上げまして、質疑を終わります。

26番(泉 武弘君) 水道事業会計決算の問題から、質疑をさせていただきたいと思っております。

労働生産性の数値を見ますと、若干の改善が見られる。これは事実であろうと思います。さらに、これが今後続くかということになりますと、将来的にはこの数値が逆戻りしなければいいがなという危惧の念を持っていますけれども、職員数を見ても、損益勘定

職員の類団10名に対して当市水道局は18年度18名、現業配水施設関係では類団5名に対して9名、検針集金で見ますと、類団ゼロに対して2名、こういうふうに職員数が類団比較して多いということが顕著に出ています。この数字について、水道局としてどのような考えを持っているのか。これが労働生産性にどう関連しているのか、まず第1点目に御答弁願いたいと思います。

水道局参事(田仲良行君) お答えします。

労働生産性、これは企業における経営効率等を把握する上での、一つの大きな指針であるというふうにとらえております。そして職員1人当たりの業務量を示す数値で、今、議員が申されました給水人口、有収水量、営業収益等を職員数が分母となってそれを除して数値を出すものでございます。そしてその数値が高いものほど労働生産性、すなわち経営の効率性がよいというものでございますけれども、議員御指摘の労働生産性を左右するもの、効率を左右するものというのは、端的に申し上げましたら職員数であるというふうに認識をしているものでございます。

26番(泉 武弘君) 監査委員にお尋ねしますけれども、17年度の類団平均というのは、類団はどこを対象にしてどういう類団を絞って比較したのか御答弁願いたいのですが……。

監査事務局長(林 敏男君) お答えいたします。

類団につきましては、給水人口段階レベルで、13万から15万の給水人口段階レベルで比較をさせていただきました。

26番(泉 武弘君) まだ18年度決算が類団69市の中で出ていませんので、17年度の水道事業の類似団体決算数値比較表というものを、議会事務局の調査係にお願いして大変な御労苦をしていただいたのですが、この手元に入手しております。17年度のこの決算数値の比較を見ますと、類団69市の中で企業手当は69番中2位という非常にすばらしい位置につけています。滞納整理手当は何と69市の中で1番でございます。さらに危険手当を見ていきますと、69番中5番。いずれにしても、トップテンにほとんど入っている。これは、もう水道局の現状をよくあらわしていると思うのですね。

そこで、今、管理課長と議論いたしております職員数を見ますと、損益勘定職員が69市中5番目、資本勘定職員が69市中7番目、これに嘱託職員、臨時職員を入れますと、嘱託職員は69番中6位、臨時職員を入れますと69市中3位。何と別府市水道局の職員の比率、69市における数値は69番中2番となっております。このことは、労働生産性の分母になります生産性の数値を悪くしている、このように考えられますけれども、今のこの69類団の数値をお聞きになって、当局はどのようにお考えでしょうか。

水道局参事(田仲良行君) お答えします。

今、職員数等につきましては、泉議員さんおっしゃるとおりで、私ども、労働生産性イコール職員数という部分につきましては、今後とも改善をしていくべきだというふうにご考えております。具体的な改善という部分につきましては、進捗状況としては思わしくないかもしれませんが、年次、随時改善をしているつもりでございます。

26番(泉 武弘君) 損益・資本勘定職員ともに、類団比較して多い。それにかたて加えて嘱託職員、臨時職員、18年度末で14名、こうなっているわけですね。損益、資本ともに多い中で嘱託職員、臨時職員が多い。これは今のこの水道局の企業体質、これをもうそのままあらわしているのですね。これについて、今後いつまでにどのような改善をするのか、これが第1点ですね。

それから、企業手当についても類団比較を申し上げました。現在3%ということになっていきますけれども、企業手当そのものを出さない市もふえている中で、3%の企業手当を何年次までにどう改善していくのか、御答弁ください。

水道局参事（田仲良行君） お答えします。

職員数をいつまでという期限につきましては、今、明言はできませんけれども、年次計画を立て随時取り組んでまいり所存でございます。

それから、特殊勤務手当のうちの企業手当でございますが、これもこの議会で再三御答弁申し上げました。昨年の18年4月1日に、これまでの支給率5.5%を3%にとすることで18年度は推移させていただきました。19年は現在局内で協議をしている段階で、これにつきましても大変申しわけない、明言は、いつごろできるということではできませんけれども、全廃の方向で取り組んでまいりたいと考えております。

26番（泉 武弘君） もう全廃という方向は、過ぐる議会で局長が明言したのですね。全廃の時期はいつなのかということが、今関心があるわけです。これはできるだけ速やかにですね。市長が言っていますのは「市民の目線に立って」、こう言っているわけ。市民の目線に立って、水道局に働くから企業手当をもらうというのは、これはもうだれが考えてもおかしなことなのです。これは全廃を早く実施するように、強く求めておきたいと思っております。

それから、18年度、水道局の職員厚生会負担金額はどのくらいになっていきますか。

水道局管理課参事（三枝清秀君） お答えいたします。

ただいま手元に資料がございませんので、後日答弁させていただきます。

26番（泉 武弘君） 大変すみません、「後日」は議案質疑はないのですよ。これは決算をしているわけで、決算の認定をしているわけでしょう。そうなりますと、きょう御答弁をいただかなかつたら、後日、私がここでひとり議案質疑をさせていただくわけにはいきませんので、わかりましたら教えてくださいませんか。

水道局管理課参事（三枝清秀君） お答えいたします。

平成18年度の水道局の事業主負担金額につきましては、149万7,010円となっております。

26番（泉 武弘君） 今、職員厚生会の会長さんは、大塚副市長が退任しましたので、どなたがやられているのか。

それと、今御答弁いただいたように水道局の職員厚生会負担金は、18年度実績で149万7,010円ですね。この負担金の支出ですが、給付事業とか補助事業、いろいろありますけれども、この給付等の金額ですね。例えば、水道局の負担金は、こういう項目の支出に幾ら充てましたとわかる仕組みなのですか。御答弁ください。

水道局管理課参事（三枝清秀君） お答えいたします。

職員厚生会の活動につきましては、市長部局また教育委員会、水道と合わせて行っております。その中で給付実績につきましては、水道局関連職員では平成18年度実績で結婚お祝い金30万円、3件でございます。入学祝い金5件で5万円、在会祝い金21件で42万円、慰弔金20件で8万1,000円となっております。

26番（泉 武弘君） 会長はどなたか、御答弁を願いたいと思います。

18年度、全体で見えていきますと、結婚祝い金が285万円、結婚した方1人に対して10万円お祝い金を出すのですね。再婚した方には5万円、在会25年に達したとき1人に対して2万円、入学のときに小学校に入学すると1万円、中学校に入学すると1万円、初盆のときには配偶者の場合には3,000円、その他が2,000円、退会慰労金として在職1年から10年の場合に1万円、在職20年から30年で10万円、在職30年以上で17万円、このように出ています。それで出産祝い金が1万円ですね。このほかに、遊びに行くものも補助の対象になっているのですね。グループ旅行134名、総額134万円、レジャー施設利用13カ所、858万円、リフレッシュ利用券3カ所、24万円、クラブ活動の補助金がスポーツ15、文化2、基礎補助3万円掛け17回、51万円、部

費に対する補助65万1,200円。これは水道の場合ですと、利用料収入から負担をするわけですね。市長部局の方は、税金から負担をするわけですよ。おかしいと思いませんか。なぜこういうふうにならなければいけないのですか。会長はどなたですか。答弁ください。

副市長（林 慎一君） お答えいたします。

大塚副市長の後の会長は、私が務めております。厚生会の給付事業につきましては、厚生会の中で現在見直しを進めておるところでございます、その内容につきましても、現在また精査いたしているところでございます。

26番（泉 武弘君） 会長ね、これは絶対的な義務なのですか。当該市の絶対的な義務なのですか、どうなのですか。水道局もこれは絶対的な義務なのですか。どういうことなのですか。答弁してください。

副市長（林 慎一君） お答えいたします。

これは当然、事業主といたしまして福利厚生事業をやらなければならないというようなものもございます。したがって、厚生会につきましては、事業主負担と個人負担によって賄われているような状況でございます。

ただ、先ほど申しましたように、その給付内容につきましては、今までも見直しをやり、今後とも見直しを今やっているところでございます。

26番（泉 武弘君） 職員厚生会事業をやらなければいけないということは、わかるのですよ。この目的は、職員が職務によって蓄積した疲労を解消し、気分を転換して、あすの活力を養うことが元氣回復であり、その元氣回復を図る制度が職員厚生会、こうなっている。

それで会長ね、職員厚生会はその事業をやらなければいけないというのはわかるのですが、ここに、これは地方公務員法の逐条解釈の中にこういうのがあります。地方公共団体が職員の保険・元氣回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないことを定めた努力義務規定である。この尺度については、社会状況等を勘案してどのくらいの厚生事業がいいのかということは裁量である、このようになっています。私は17年に職員厚生会の改善を求める要望書を浜田市長に提出していますね。ほとんど変わってない。私は、何らかの大きな改善があるかなということで期待しながら今日まで見ていますけれども、改善がない。

今、職員厚生会がやっている、水道局が143万負担しているこの厚生会事業ですね、この中の収益事業。市庁舎の中に自動販売機を置いていますね、自動販売機。それと売店がありますね。売店の前に展示販売ありますね。これは過去は電気料をもらってなかったのですよ、職員厚生会から。無料でつけさせて、電気まで税金で負担してやっていた。最近やっと年間24万もらうようになったのですね。展示販売はどのようなのですか、会長。展示販売の費用は、どこにだれがどうして入れているのか、明確に答弁してください。

副市長（林 慎一君） 詳細につきましては、私も今手元に資料がございませんので、あれですけれども、当然その部分については、市の中で調整して取っているかどうかというのは、確認して後で御回答させていただきたいと思っております。

職員課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

販売主から、手数料をいただいております。その際、当初、いつ展示をするかということにつきましては、それぞれ月初めに日程を決めまして、その方から手数料をいただいております。

26番（泉 武弘君） 次長、ちょっと僕はわからなかったのですけれども、職員厚生会が売店業務を収益事業としてやっていますね。この前で展示販売というのをやっているでしょう。展示販売は、これは無料でやっているのではないのですね。この面積使用料を

取るわけです。この金はどこに入るのですか。

職員課長（宇都宮俊秀君） 厚生会の収入として入ります。

26番（泉 武弘君） 会長、それは転貸ではないのですか。公共財の転貸をやっているのではないですか。職員厚生会に貸すわけでしょう。職員厚生会が今度は一般の販売店に貸すわけでしょう。市庁舎を厚生会が転貸をして販売収益を厚生会に入れる、これは違法ではないですか。

副市長（林 慎一君） お答えいたします。

その点については、きょうは議案質疑ということで、私ども、その点についてまだ私も承知してないところがございますので、後日、御報告をさせていただきたいと思っております。

26番（泉 武弘君） 議案質疑であろうと、水道局は職員厚生会に対して負担金を出しているわけでしょう。この問題は17年に質疑をして転貸ではないか、職員厚生会が自分らが借りたものを第三者に貸してこの転貸収入を取っているのではないか、これは違法ではないかということで厳しく指摘しているのですよ。そのまま推移している。

障害者団体の皆さんは、自動販売機を庁舎内にも設置させてほしい、こう言っているのですね。それには耳を貸さない、職員厚生会には過去に電気代も税金から負担をして設置させた。それで販売収益は厚生会が全部持っていく。

水道局にお尋ねしますけれども、職員厚生会から今、職員の研修で1名受け入れしていますね。この人件費、給与はどこが払っているのですか。

水道局管理課参事（三枝清秀君） お答えいたします。

職員厚生会の方から水道局に職員の派遣は、現在ございません。

総務部長（友永哲男君） お答えいたします。

この厚生会の職員につきましては、私ども市の方と半々になっております。それにつきましては、今までの業務という中において市と協定書を結びまして、厚生会職員の研修派遣という形で取り扱わせていただいております。市の任命行為として今半分ほど払っております。

26番（泉 武弘君） 厚生会事業について、ずさん。極めてずさん。さらに言いかえますと、市長が「市民の目線」、市民の目線から見て、水道局の使用料収入から、それから税収から、なぜ公務員の皆さん方のお祝い金やレクリエーション補助金、こういうものを市民が出さなければいけないのですか。さらに職員厚生会から職員派遣を受けて、その費用まで税金から補てんしているのでしょうか。一番許せないのは、市民の財産を職員厚生会が借りて、その軒先を民間に展示販売用として貸して、その収益まで職員厚生会が取っている。そんなことが、許されるわけではないのですか。そんなことを許していたら、市民に対して私は申しわけないという気持ちなのです。でき得れば決算の審査をさせていただきました監査事務局も、そういうところまで目を移していただければありがたいかな、次回はそういうところまでひとつ目を通していただきたい、こう思います。

それから、もう一つ気になることがあります。もう気になることはなくていいよと思うかもしれませんが、どうしても気になるのですね。18年度の工事の落札率ですね、水道局の。どういうふうになっていますか。ちょっと教えてくださいませんか。

水道局参事（田仲良行君） お答えします。

落札率でございますが、管工事と土工事でございますが、管工事の最高が98.40、最低が87.08、平均が96.03で、件数にして44件でございます。それから土工事でございますが、99.12が最高で、最低が92.61、平均が98.24で、件数は8件でございます。

26番（泉 武弘君） 局長ね、これは適正な競争が行われているとは見えないのですね。管工事で最高落札が98.4%、土工事で99.12%、平均で管工事96.03%、

土工事で98.24%。やはり、ここらも適正競争という視点から見たら、改善しなければいけないと思うのですよ。実際にこういうことがあっているかどうかわかりませんが、もし指名を受けた業者間で打ち合わせ・協議、何らかのそういう形があるとするならば、そういうものは指名通知の中で、入札までには接触をしないように、接触したものについては指名取り消しというようなやはり断固たる処分をしなければいかん、このことを指摘しておきたいと思います。いずれにせよ、この水道局の今問われているのは、やっぱり水道事業経営ができてない、抜本的に改革ができてない、こういうことだろうと思うのですよ。

それから市長、職員だけ福利厚生という名のもとに市民から大きく乖離した特別な待遇を受けるとするのは、これは許せません。市長が選挙公約で「市民の目線」ということを言っているわけですから、市民の目線でこの問題を改善してください。お願いしておきます。

それから、文化財に関する質問を8番議員がいたしました。私はこれは大変感謝をいたしておりますと同時に、別府市の取り組みにも今後期待をしておきたいと思うのです。そこで何点かお尋ねをしなければいけないことがあります。まず今後のスケジュールです、第1点目の今後のスケジュールはどのような形にするのか。

そして市長ね、今僕が一番不安に思っているのは、この推進のための官民挙げての推進母体ですね、これをどうするのだろうか、これを御説明願えませんか。

生涯学習課長（立川有近君） お答えいたします。

今後のスケジュールにつきましては、事業は平成20年度から22年度までの3カ年として、22年度中に選定の申し出を完了するように事務を進めるようにしております。もう1点、官民挙げての体制ということでございますが、今後のスケジュールの中で文化的景観の保存のための必要な規制を制定していくということになりますけれども、やはり文化的景観として別府の湯けむりを守るという市民の意思結集が欠かせないものと考えております。したがって、保存管理計画策定の前にワークショップはもちろんのこと、市民参加の体制づくりも検討していきたいというふうに考えております。

26番（泉 武弘君） 教育長それから市長、これはやはり市長、教育長が汗を流すべき分野だと思うのですね。やはり官民挙げての組織づくりというのは、教育委員会の長である教育長それから市長、お二人が力を合わせて推進母体をつくらなければいけないと僕は思うのですよ。

そのことを如実にあらわしているのが、実はこの資料なのです。これは「国東・宇佐文化世界遺産登録推進委員会資料」、この資料を見ていきますと、この会議に出ましたのは、広瀬知事さん、それから中津市の教育長の北山さん、豊後高田市長、杵築市長、宇佐市長、国東市長、そして「宇佐神宮・国東半島を世界遺産にする会」の会長・永岡恵一郎さん、この方々が推進母体の代表になっているのです。これは8月24日にリゾートパークオレンジホール、姫島にあるところですが、ここで開催した。あれ、これは負けてはいかな、別府市もそういう推進組織ができないとなかなか難しいかなと思っているのですよ。これは市長と教育長が連携して、議長にもぜひとも力をお借りしたいと思っています。そういう推進組織を早くつくってもらいたいな、このことをお願いいたしておきますと同時に、御答弁があればお聞きしたいと思います。

それから、8番議員から文化財専門員の問題が出ました。これは県に湯けむりの文化財指定のときにお伺いしたときにも県から厳しく指摘をされた、「別府市だけですよ、文化財専門員のないのは」。そこで調べてみました。大分県に正規職員、囑託合わせて92名専門員がいるのです。大分県14名、大分市14名、中津市4名、豊後高田市1名、宇佐市4名、杵築市4名、日出町1名、臼杵市4名、津久見市1名、湯布院せり。湯布院

は今、県の埋蔵文化財の調査専門員のOBがどうもお受けするようにお聞きしています。佐伯市1名、竹田市3名、豊後大野市3名、日田市では5名、玖珠町1名、九重町1名。私どもの別府市だけが――別府市だけではありません、由布を含めたところですが――いないのです。今後、湯けむりを文化財登録しようとするときに、これは必ず大きなハンディとなって出てくるのですよ。この文化財の専門員について早期に職員として採用しなければ、全体的な推進母体、ゾーニングができたとしても別府市自体の姿勢を見られる。これはさきに別府大学に行きましたときにも、学術調査の専門員から、「泉さん、あなたたちのところはおかしいではないですか、専門員が一人もいないんですよ」とみんなの前で言われました。これについてどう考えるのか、教育長、市長、それぞれ答弁してください。

教育長（郷司義明君） お答えいたします。

まず、さきの議員さんおっしゃいました官民挙げての体制づくり、これは十分、市長部局それからまた議会等と連携しながら取り組んでいかなければならないというふうに思っております。今、私の出身であります国東が、世界遺産に向けて、今、議員さんのお話があったように、しっかりした母体のもとに何度も何度も挑戦していこうという機運が盛り上がっており、これも承知しております。これは十分考えていかなければならないと思っておりますが、その前に、今御質問がございました、まず委員会の中における体制づくり、これも十分問われるということは、今非常に痛感しております。ぜひ計画的に委員会の文化財の担当の方の専門員の所属についても、今後ともまた市長部局の方をお願いをしながら体制づくりをしていくように努力してまいりたいと思っております。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

先ほどの官民挙げての取り組み等についてですが、御案内のとおり別府市は景観行政団体ということで、いわゆるローマ字の「ONSENツーリズム」の推進をいたしております。まず基本戦略がその一つとして歴史・風土、さらには自然景観、自然環境を生かした個性ある都市景観の創造ということをやっております。そういう意味から、別府の湯けむりの重要文化的景観に選定をされるということになりますと、この基本戦略に欠かせない事業だということをも十分認識いたしております。したがって、あらゆる機会をとらえながら、別府の湯けむりの重要文化的景観の選定に向けては、例えば地獄組合それから商工会議所、さらには観光協会等に協力をお願いしながら、官民挙げてさらにその活用についても協議をしていきたい、このように考えております。

また、専門員の配置等につきましても、今お話がありました。文化的、いわゆる文化財の関係の事務を充実させなければならないという思いは同じでございます。その配置につきましても十分配慮をし、また別府の湯けむりが計画どおり重要文化的景観に選定されるようにしていきたい、このように考えております。

26番（泉 武弘君） 今、湯けむりが400出ているようなのです。その中で鉄輪地区120のようなのです。それで私は天の声というのですか、地の利というのですか、すべてが今そろっているのではないかと。市長が観光協会長に「協会長さん」と大きい声を出すと、聞こえる位置なのですね。旅館組合長さんも、そうなのです。市長が「ちょっと組合長さん、来てくれませんか」と言ったら、もう1分で来るところです。地獄組合もそういうのです。これだけ鉄輪に重鎮がそろっていて組織づくりが早くできないと、それはもう本当、かなえの軽重が問われますので、しかとお願いいたしておきたい。

それで文化財調査専門員については、格段の配慮をお願いしておきます。これは別府市の姿勢そのものを見られると同時に、やはり暫定リスト入りのときに必ずこの問題がネックになると思います。願いいたしておきたいと思っております。

それから、もう一つ重要なことがあります。文化庁文化財部記念物課長の岩本健吾さんが、19年4月3日に「各都道府県教育委員会教育長殿。世界遺産暫定一覧表記載資産候



補の提出について」、こういう文書を出しています。実は国東が世界遺産登録をしようというときに、あれ、どうして別府市は手を挙げなかったのかなということで、県に出向きました。そして県の方から一連の資料をいただきました中で、別府市はこの協議にも行ってないのですね。内容は、こういうことです。世界遺産登録をするのだったら9月28日までに文書を出しなさいよ、こういうことなのです。ところが、別府市はこれに対応してないのですね。なぜだったのだろうか。しかし、今、湯けむりを文化財保護法に基づき登録しようということで走り出しましたから、このことを責めても仕方ありませんが、これは県から教えていただいたところでは、来年度また募集があるかもしれないということなのです、世界遺産登録ですね。そうなりますと、やっぱり早期の調査完了、それで早期の支援体制、早期の市民の結集というのが必要不可欠のことになると思うのですね。市長、これは市長が先頭に立ってぜひともやっていただきたい。

これは私が県から聞いたときの感触ですよ。もし読み間違いがあるといけません、国東の遺産登録に負けずと劣らず、この湯けむりというのは可能性が多いというふうに私は実は聞いて帰りました。宗教的なものというのは、世界遺産として、建物とかいうのはわかるのですが、宗教儀式だとか仏像とか、あれはなかなか難しいようなのですよ。その点、湯けむりというのはだれが見てももうすぐわかるという明確性を持っているということをおっしゃいました。そういうことに光明を見出せれば、そこまでいけるかなという期待をしておりますので、市長、教育長、そして議長にもお力を借りて、ぜひともこの今回の文化財登録を経て世界遺産登録へ走り出すきっかけにしてほしい、このことをお願いして質疑を終わります。ありがとうございます。

11番(猿渡久子君) 農林関係の条例と商工課関係の予算について、質疑をしたいと思います。

まず条例の方から。議第68号に別府市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定というのが上がっておりますが、まずこの条例を制定する理由について説明してください。

農林水産課長(梅木 武君) お答えいたします。

今回この条例の制定をお願いしていますけれども、一番大きな理由は農家の支援ということでございます。そして今回の内容につきましては、農地、農業施設、農業関係の災害につきましては、国からいろんな補助がございます。通常ですと、農地の場合が50%から99%、そして施設ですと65%からおおむね95%ございます。ただ、それは最終的に確定が出来ますので、農家の皆さんにとって自分がどのくらい負担をすればいいのかといったときに、私どももその時点でお答えができませんので、今回は補助事業につきましては、どういう補助率になろうとも農家の負担についてはこのパーセントでいいですよということを定め、いわゆる限度額、それが1点目でございます。

そして2点目につきましては、補助の対象にならないいわゆる単独の、特に農地につきましては、今まで自己復旧をお願いしておりますけれども、今回新たに分担金条例を取り組むことによって支援をして、農家の方が早く安心して農家の災害の復旧に取り組めるようにということで、この徴収条例案を提案させていただいたものでございます。

11番(猿渡久子君) 農家の負担の上限額を定めるといふことと、これまで補助の対象にならずに全額農家の負担だったものについても何らかの補助をしていこう、支援をしていこうということで、今農業は本当に大変な状況にある中で、災害が起きると、その復旧をするためにまた新たな負担がかかってくる。その負担がどのくらいかかるかわからないというのでは決断のしようがないというところに対しての、農家の方の実情を踏まえた大変ありがたい支援策だというふうに思います。

今まで、例えば単独事業についてもどういう形だったのか、特徴についてもう少し教え

てください。

農林水産課長（梅木 武君） 単独分についてのお尋ねですけれども、従来、昨年までにつきましては、農地の単独災害につきましては全額農家の負担で、農地の場合についてはお願いしてきました。ただこの災害復旧につきましては、いろんな約束事がございますので、1カ所当たりの工事費が40万円以上が対象になる。そしてその1カ所の定義について、150メートル以内に災害が起きれば全部集めていいですよ。そうしたら、一例ですけれども、単発で38万の工事だった、150メートル以内に類似の災害がなかった、そうしたら、たまたま150メートル離れていたために、これが国の補助をもらえませんか、去年までは全額自己負担でお願いしていたのを、そういう距離の関係とか乗れないものについても自分の責任、責任といたらおかしいのですけれども、そういう状況で補助に乗れないということは、今の農地がどんどん荒廃している中で、せめて被害を受けて復旧に戻す事業については、当然市が支援をするべきだという考えから、今回新たに条例に規定しております。

そして、これにつきましては、条例でうたっているのは、ほかに1市だけ規則でうたっておりますけれども、別府市が最初でありまして、ほかの市町村はどういう状況かと申しますと、補助金で交付しているとか、あと全額自己負担とか、皆ばらばらでありますけれども、今回これがもし可決されますと、別府市が農業に対する、災害復旧の部門ですけれども、他に比べものにならないくらいかなり支援ができるものではないかと。自負といたらおかしいのですけれども、そのように思っております。

11番（猿渡久子君） 他市に比べても、進んだ取り組みだということですね。私、かつて農家の方から、「別府市は農業に目を向けてくれない」とかいうふうな声も聞いていましたし、特に東山の捏山とか、ああいう奥の方に行きますと、「もうこの辺の地域は切り捨てごめんの地域だからね」というふうな声もお聞きしたことがあったのですね。だけれども、このようにやはり実情をよくとらえて支援策を講じていくということは、非常に農家にとってもありがたいことであり、好ましいことだと思います。

ことしの4号台風、5号台風でも被害があっていると思うのですけれども、この被害に対してもこの新しい条例が適用できるのかということと、農家に対する周知についてどのようにしていくのか。直接被害がなくても、こういう策を講じているのだということを知っていただくと、農家に希望も与えるし、行政の信頼も深まると思いますので、その辺のところはぜひ積極的に行ってもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

農林水産課長（梅木 武君） ただいまの台風4号、5号に該当するのかということですが、台風、特に4号、5号を念頭に置いて、しりに火がついているという言い方はおかしいのですけれども、それを救済できるようにということで今回提案をさせていただきました。

それから周知につきましては、基本的にこれから、今4号は被害調査を終わっていますけれども、5号も今途中でありますが、議決された後、被害農家について、今度こういう内容で議決されました、農家の負担もこれでいいのですよということをお知らせするとともに、関係の自治会長、自治委員さんなりに説明してこれをPRしたいと考えております。

11番（猿渡久子君） では、よろしくお願いたします。

次に、予算の方の一般会計補正予算の18ページに、商店街活性化に要する経費追加額が550万上がっております。これについて説明をしてください。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

議第62号一般会計補正予算（第2号）、18ページをごらんください。商工振興費、商店街活性化に要する経費の追加額として、中心市街地活性化協議会補助金として550万円をお願いいたしてございます。これは協議会が実施をします事業、二つございますが、

商業の活性化と福祉のまちおこし研究事業の補助金として500万円、また中心市街地活性化国際シンポジウムの開催補助金として50万円を計上いたしてございます。

11番(猿渡久子君) まず一つ目の、商業の活性化と福祉のまちおこし研究事業、この内容について説明してください。

商工課長(永井正之君) お答えをいたします。

この調査事業の目的といたしましては、本市の中心市街地の現状、問題点として、高齢化また世帯人員の減少が特に進行してございます。これはなかなか食いとめるのは、大変難しいだろうと考えてございます。こういう中心市街地の現状を見た場合にだれもが、高齢者や障がいを持たれた方含めて、どなたでも暮らしやすい中心市街地にすべきだということで、日常生活の自足性は維持しながら、また地域の資源を生かしながらニーズの高い、求められる新しい機能、これは福祉、保健、文化、若者居住などを考慮してございますが、これを空き店舗中心に整備していく。そして高齢者等の交通弱者を含めまして、公共交通機関の利便増進を図る。このような取り組みから、中心市街地の活性化を図っていこうというものでございます。

事業内容といたしましては、今年度は中心市街地の居住者、また全市民対象のアンケート、そして障がい者や観光客へのアンケート、また商店街や地権者、それからバス事業者とのヒアリング、アンケート調査をもとに中心市街地に求められている機能の市民ニーズの的確な把握分析をするとともに、中心市街地活性化への市民の皆さんの意識の高揚を目指すものでございます。これはまだ認定は受けてございませんけれども、別府市の中心市街地活性化基本計画の一事業として位置づけている事業でございまして、事業主体は別府市中心市街地活性化協議会、調査実施は協議会の会員でございます大分大学が、大学の福祉科学研究センターを中心として経済学部から工学部までの全学部の協力のもと調査研究、そして次年度以降、この研究をもとに社会実験、そしてその検証を継続して進めていこうという事業計画でございます。

11番(猿渡久子君) このような調査というのは、今までにもいろいろあったと思うのですが、これまでのものとどのように違うのか、その点を説明してください。

商工課長(永井正之君) お答えをいたします。

従来、このような調査はいろいろやっております。今回の相違点ということは、まず多方面からの調査を行う、現状把握調査を行うということ、それから的確な市民ニーズを把握した上で、その後社会実験を行う、そしてその評価を行って、中心市街地でモデルを確立していく。このモデルが確立できれば、これを他の商店街に受け入れられるものがあれば、協議を進めながら全市的に広めていきたい。そういう点で、過去の調査項目とはまた違ったものというふうに御理解をいただきたいと存じます。

11番(猿渡久子君) 中心市街地活性化事業の中でやるのだけれども、そこでいい経験をつくって、ほかの地域にも全市的にも広げていきたいというふうなことですな。

福祉のまちおこしということなのですが、私は過去にもやはりこの別府市には障がい者の方が非常に多いので、障がい者の住みやすいまちづくりを進めていく、徹底的なバリアフリーなど、そういう障がい者にやさしいまちづくり、あるいは高齢者にやさしいまちづくりを進めていけば、観光客の方もどなたでも安心して来ていただけますよというまちづくりができるのではないかとこのように質問をしてきた経過があります。市民の方の中からもいろいろなシンポジウムなどに出ましても、そういうふうな声がたくさん上がっております。具体的にもバリアフリーの問題とか、特に別府駅のホームと列車の段差の問題の解消が必要ではないかということや、商店街にバリアフリーのトイレがあるといいのだけれどもというふうな声、あるいは、これは私が当選して一番最初に取り組んだ問題ですけれども、バリアフリートイレがあちこちにあるけれども、どこにあるかわか

らない、どこにあるか知らないので、障がい者の方の行動範囲が限られてしまうということで、障がい者用トイレがここにありますよという看板を設置することで知っていただくことが大事ではないかということで、市役所の前にバリアフリートイレの大きな看板を設置してもらったという経過があります。またその時点では、そういうバリアフリートイレを盛り込んだマップをつくって関係者の方にお配りをするというふうなことも、障害福祉課として取り組んでいただいたという経過もありますし、そのような取り組みを今後さらに進めていく、そして障がいのある方、やはり旅行をしたいという、高齢者の方も旅行をしたいという要求がありますけれども、安心して、別府なら来ていただいて大丈夫ですよと自信を持ってPRできるようなまちづくりを進めるべきではないかというふうに思っております。そういうまちづくりの方向性として、この調査は非常に大事だなというふうにも思います。そういうところでこの調査、観光経済部だけではなくて別府市全体としてとらえて取り組むべき課題だと思うのですけれども、その点、部長や副市長、いかがでしょうか。

福祉保健部長（宮津健一君） お答えをさせていただきます。

当然ながら福祉のまちおこしということでございますので、私の方も大変この研究事業に興味を持っております。関心を持っております。また事前に大分大学の関係者の皆さんのお話とか、もちろん商工課との打ち合わせとか、そういうことも今までも続けております。これからも鋭意こういう事業につきましても、できるだけ協力をしていきたいというふうに思っております。

11番（猿渡久子君） やはり福祉部局と観光経済部とか連携しながら取り組んでいくということが非常に大事になってくるかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。副市長、いかがですか。

副市長（松丸幸太郎君） 中心市街地の活性化の事業は、別府市にとりましても大変重要な事業だと認識しております。関係者と一体となって取り組んでいきたいと考えております。

11番（猿渡久子君） では、もう一つの中心市街地活性化国際シンポジウム、これについて説明をしてください。

商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

中心市街地活性化国際シンポジウムにつきましては、世界の温泉文化創造都市を目指してという取り組みでございます。目的といたしましては、文化・アートによる地域の再生、これに成功している先進都市からの講師を招きまして、都市プランナーと地域住民とが集う中心市街地再生研究で地域住民の意識高揚も含めた国際シンポジウムを開催しようというところでございます。

概要といたしましては、別府市中心市街地活性化協議会とNPO法人別府プロジェクトの主催でございます。国や県、各メディアの後援を受けまして、10月27日、28日に別府市中心市街地一帯を中心といたしまして、空き店舗に文化やアートを配置する空き店舗対策リノベーション案件――「リノベーション」というのは大きく「改築する」とか、そういう意味でございますけれども――研究についてフランスのナント市を文化によって再生させたナント市の文化局長ジャン＝ルイ・ボナンさんと、それぞれの都市の資源を生かしてまちづくりを進める世界的創造都市論の提唱者でございますチャールズ・ランドリーさん、こういう方々をお招きいたしまして講演やシンポジウムを開催する予定でございます。

また、このシンポジウムは先ほどの福祉のまちおこしも連携いたしまして、今後官民で進める中心市街地活性化事業の一つである徹底的な空き店舗の利活用に結びつけていきたいというふうに考えてございます。

11番(猿渡久子君) 国際シンポジウムということなのですからけれども、このシンポジウムはだれでも市民参加できるのでしょうか。この先生をお招きするということなのですが、提唱者の方の基本的な考え方を少し教えてください。

商工課長(永井正之君) お答えをいたします。

市民どなたでも参加できるのですが、ただ、今のところ経費の関係で有料となっております。今、予定では1日券で2,000円、2日間連日の券で3,000円ということで事務局の方がお考えをしております。

それから、このチャールズ・ランドリーさんでございます。この方はイギリス生まれの方で、現在35カ国でいるんな都市プランナーとして活躍をされております。日本では横浜市の都市再生にアドバイスを行ってございます。今、この方が別府に大変興味を示していただいている。もしこの方からアドバイスをいただければ、日本で2番目の都市となるということで、かなりの注目があるのではないかと。私は、チャールズ・ランドリーさんという方を全然知らなかったのですけれども、調べてみますと本当にすごい方の方でございます。私どももこのシンポジウムに大変期待を寄せているところでございます。

11番(猿渡久子君) 考え方として、その都市の資産を生かしたまちづくりというふうな基本的な考え方を持っていらっしゃるということをお聞きしていますけれども、私、やはりこのまちづくりの方向性としてもう一つは、やはり別府が本来持っている財産、温泉文化とかそういう財産を生かしたまちづくりが大事だということも、私たち共産党はかつてから主張してきた経過があります。特に共同温泉とか、さっきから話が出ています湯けむりももちろんですけれども、棚田とかそういうものも含めてやはり別府が持っているものを大いに生かして特色あるまちづくり、個性を生かしたまちづくりを進めていくということは大事だと思っています。そしてやはり市民と一緒にいろいろな議論をしながら知恵を出し合って、力を合わせて進めていく、そういうことがやっぱり市民の意識を高めていくという点でも非常に大事だと思っています。

この商業の活性化と福祉のまちおこし研究事業、これと国際シンポジウムが連携をするというふうに説明があったのですけれども、どのように連携するのか答弁してください。

商工課長(永井正之君) お答えをいたします。

中心市街地は、量販店とやはり区別化を図らなければ生き延びる道はないだろうというふうに思っております。量販店にないようなやっぱり市民ニーズにマッチした各種サービス、また文化、音楽、アートなどを提供し、新たな賑わいを創出することによって活性化を図ろうというふうに考えてございます。こういう意味でこの二つの事業はマッチングをするとともに、現在主催者側、協議会と関係者、それから市も含めまして協議を進めさせていただいている、そういうところでございます。

11番(猿渡久子君) 別府は、市民の文化に対する関心や意欲をもっともっと高めていくことが大事ではないかと、別府市としてもやはり文化にもっと力を入れてもらいたいというふうな声は、以前から市民の方から聞いていました。その別府のまちにマッチした文化振興のあり方とか商店街の活性化にも役立つような文化振興のあり方というものを模索していくということも非常に大事なことだと思いますので、私もこのシンポジウムのお話を聞いて非常に関心を持って、おもしろいなというふうに思っています。期待しておりますので、関係者の合意を得ながら頑張って進めていただきたいと思いますので、よろしくお祈りいたします。

議長(山本一成君) ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の全議案を各常任委員会に付託し、それぞれの委員会においてさらに検討するこ

とにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の全議案を各常任委員会に付託することに決定いたしました。

各常任委員会の付託区分については、お手元に「議案付託表」を配付しておりますので、これにより審査をお願いいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、明日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時00分 散会